

佐賀県告示第 337 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 1 項の規定による介護扶助のための居宅介護支援計画を作成させ、及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 54 条の 2 第 1 項の規定による介護支援給付のための居宅介護支援計画を作成させる機関を次のとおり指定した。

令和 3 年 9 月 3 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

- 1 指定年月日 令和 2 年 12 月 1 日
- 2 申請者の名称及び主たる事務所の所在地
名称 社会福祉法人春陽会
所在地 佐賀市鍋島町大字蛸久 1313 番地
- 3 事業所の名称及び所在地
名称 居宅介護支援事業所春庵
所在地 佐賀市鍋島町大字蛸久 1313 番地